

日本国憲法に関する調査特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	関谷 勝嗣 (自民)	小野 清子 (自民)	那谷屋 正義 (民主)
理事	岡田 直樹 (自民)	太田 豊秋 (自民)	白 眞勲 (民主)
理事	中川 雅治 (自民)	木村 仁 (自民)	藤末 健三 (民主)
理事	舩添 要一 (自民)	櫻井 新 (自民)	松岡 徹 (民主)
理事	広田 一 (民主)	中島 啓雄 (自民)	水岡 俊一 (民主)
理事	前川 清成 (民主)	中曽根 弘文 (自民)	澤 雄二 (公明)
理事	築瀬 進 (民主)	中村 博彦 (自民)	山下 栄一 (公明)
理事	荒木 清寛 (公明)	山本 順三 (自民)	鰐淵 洋子 (公明)
	阿部 正俊 (自民)	大久保 勉 (民主)	仁比 聡平 (共産)
	秋元 司 (自民)	小林 正夫 (民主)	近藤 正道 (社民)
	岩城 光英 (自民)	芝 博一 (民主)	田村 秀昭 (国民)
	魚住 汎英 (自民)	津田 弥太郎 (民主)	(19. 1. 26 現在)

(1) 審議概観

第166回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件、本院議員提出1件の合計2件であり、そのうち衆議院提出1件を可決した。

また、本委員会付託請願42種類307件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

日本国憲法の改正手続に関する法律案

法律案提出の経緯 憲法第96条は憲法改正に当たって国民投票の実施を義務付けているが、憲法制定後およそ60年間、手続法は制定されてこなかった。第147回国会の平成12年1月に衆参両議院において憲法調査会が設置され、第162回国会の平成17年4月に両院調査会が各議長へそれぞれ報告書を提出した。衆議院憲法調査会報告書では手続法を早急に整備すべきであるとの意見が多数であった旨が、参議院憲法調査会報告書では手続の議論を続けるべきとする意見で自民、民主、公明の3会派がおおむね一致した旨がそれぞれ述べられていた。

これを受けて、第163回国会で衆議院に日本国憲法に関する調査特別委員会が設置され、以後、委員会等で手続法制について議論が重ねられた。その結果、第164回国会の平成18年5月26日に自民党、公明党の与党が日本国憲法の改正手続に関する法律案(衆第30号)を、民主党が日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(衆第31号)をそれぞれ衆議院に提出した。両案は多くの点で共通するものとなったが、憲法改正以外の国政上の重要問題を国民投票の対象とする「国政問題国民投票」の導入を始め、いくつかの点では相違したままとなり、その後も両案は一本化できなかつた。第166回国会の平成19年3月27日に与党から両案に対する併合修正案が、4月10日に民主党から衆第31号に対する修正案

がそれぞれ提出され、12日の委員会、13日の衆議院本会議において、衆第30号と衆第31号は与党修正案に基づいて修正議決された。同日、参議院に送付され、16日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑が行われた。

法律案の概要 衆議院提出の日本国憲法の改正手続に関する法律案（以下「憲法改正手続法案」という。）は、憲法第96条に定める憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うおとするものであり、その概要は以下のとおりである。

(1)国民投票の対象を憲法改正に限定する。(2)必要な法制上の措置が講ぜられること等を条件として、投票権者を満18歳以上の国民とする。(3)公務員等・教育者の地位を利用した国民投票運動を禁止する。(4)投票期日前14日間は有料広告放送を禁止する。(5)公務員の政治的行為の制限については、本法が施行されるまでの間に必要な法制上の措置を講ずる。(6)衆参両議院に憲法審査会を設け、憲法及び憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、憲法改正手続法案等を審査する。(7)公布後3年間は憲法改正原案の発議、憲法審査会における審査を行わない。(8)本法は、公布の日から起算して3年を経過した日から施行する。ただし、国会法改正の部分については、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行する。

一方、憲法改正手続法案の対案として、民主党は平成19年5月8日、衆第31号修正案とほぼ同一内容である小川敏夫君外4名の発議による日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（以下「民主党案」という。）を参議院に提出した。民主党案は憲法改正手続法案と多くの点で共通しているが、相違点として(1)投票結果が国等を拘束しない国政問題国民投票も対象とすること、(2)憲法改正手続法案のような法制上の措置等を条件とせず、投票権者を満18歳以上の国民とすること、(3)公務員等・教育者の地位利用禁止に関する規定を設けないこと、(4)憲法改正案の発議日以降は有料広告放送を禁止すること、(5)公務員の政治的行為の制限等に関する規定を適用しないこと等が挙げられる。なお、衆第31号修正案に追加した点は、憲法改正原案の一事不再議に配慮することと、各議院の憲法審査会長が合同審査会の経過及び結果を各憲法審査会に報告することである。

委員会における審査 第166回国会の平成19年1月25日に、参議院日本国憲法に関する調査特別委員会が設置された。憲法改正手続法案は4月16日に委員会に付託され、委員会においては17日から憲法改正手続法案を議題とし、発議者、安倍内閣総理大臣等に対する質疑、22名の参考人からの意見聴取を行ったほか、名古屋市、仙台市、福岡市、札幌市、さいたま市、横浜市において地方公聴会を開催し、24名の公述人から意見を聴取した。なお、5月9日以降は、民主党案を加え一括して議題とした。

委員会の質疑においては、(1)憲法改正手続法案の意義と必要性に関して、憲法改正手続法が制定されなかったことに対する総理の見解、憲法改正手続法制定と憲法改

正の具体化との関係、(2)国民投票の対象に関して、国政問題国民投票の必要性、国政問題国民投票制度の導入が議会制民主主義を原則とする憲法に抵触する可能性、いわゆる予備的国民投票のイメージ、(3)投票権者の年齢に関して、年齢要件を原則18歳以上とした理由及びこれに伴い整備が必要となる法律、民法の成年年齢・婚姻年齢・刑法の刑事責任年齢及び公職選挙法の選挙権者年齢の考え方、(4)公務員の政治的行為の制限に関して、適用を全面的には除外しない理由、今後の検討方針、(5)有料広告放送の制限に関して、制限の意味及び投票期日前7日間から14日間に変更した理由、有料広告放送の公平性・中立性に関するルール作りの検討状況、広告主の資金量格差によらない公平な有料広告規制の在り方、有料広告における広告主の表現の自由と公平性との関係、(6)憲法審査会に関して、憲法審査会の役割と権限、憲法審査会の定足数・議決要件・公聴会開催等を明文化することの必要性、憲法改正原案の両議院における審査のイメージ、公布後3年間の凍結期間における憲法審査会の審議の在り方、(7)合同審査会に関して、合同審査会における審査の在り方、合同審査会が各議院の憲法審査会に行う勧告の意義・効果、現行憲法下における二院制の意義と憲法改正原案の審議の在り方、民主党案において合同審査会の経過及び結果を各議院憲法審査会に報告することの意義、(8)内容の関連する事項ごとの発議に関して、関連性の判断基準、全面改正の場合の発議方法、憲法改正案の発議における適切な案件の数、(9)最低投票率の設定に関して、投票率が低い場合における投票結果の政治的正当性、両案に最低投票率が規定されていない理由、79%の国民が最低投票率を必要と考えているとの平成19年4月17日付け朝日新聞の報道についての見解、最低投票率と憲法第96条の文理解釈、最低投票率と最高裁判所裁判官国民審査法との関係、最低投票率の設定がボイコット運動を誘発する可能性、最低投票率についての諸外国の状況、最低投票率を導入する場合の具体的数値及び合理的根拠、(10)公務員等・教育者による地位利用の禁止に関して、公務員等・教育者の国民投票運動に規制を加える理由、公務員等・教育者に対するあいまいで広範な運動規制の是非及び萎縮効果、(11)組織的多数人買収罪に関して、処罰の対象とする事例、第109条第2号及び第128条第1項第2号の「多数」の投票人の具体的人数、(12)国民投票広報協議会に関して、協議会の構成・決定方法・公平性、協議会の事務体制、協議会の活動から説明会を削除した理由、協議会の委員選任についての第12条第3項「できる限り配慮する」の具体的意味、(13)憲法改正案に対する賛成派と反対派に同等の利便を提供するとの第107条第5項の規定に関して、具体的な意義、賛成派が圧倒的に多い場合の妥当性、(14)国民投票の広報に関して、公平な広報の在り方、広報におけるインターネットの位置付け、広報における視覚・聴覚障害者に対する情報格差是正の具体策、(15)報道機関の規制の在り方に関して、放送媒体と活字媒体で規制内容が異なる理由、放送法第3条の2第1項の規定に留意する旨を定める規定の具体的な意義、メディアの自主規制の実効性、(16)国民投票運動の在り方に関して、公職選挙法と同様にあいまいで広範な規制

方法の是非、インターネット規制の在り方、国民投票運動で戸別訪問を認める妥当性、(17)そのほか、憲法の改正限界の有無及び改正限界を超える憲法改正発議の効力、国民投票で必要とされる「過半数」の賛成の意義、憲法改正手続法の施行を公布の3年後とした理由、国政選挙と国民投票を同時に実施することの是非、投票用紙への賛否記載の方式、白票の票数を公表することの必要性、在外投票手続の在り方等広範多岐にわたる議論が行われた。

5月11日、質疑を終局し、討論の後、憲法改正手続法案は多数をもって原案どおり可決された。なお、18項目にわたる附帯決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年1月26日(金)(第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年4月17日(火)(第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本国憲法の改正手続に関する法律案(第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号)

(衆議院提出)について衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君から趣旨説明を聴いた後、発議者衆議院議員船田元君、同葉梨康弘君、同赤松正雄君及び衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君(自民)、岡田直樹君(自民)、魚住裕一郎君(公明)

○平成19年4月18日(水)(第3回)

○理事の補欠選任を行った。

○日本国憲法の改正手続に関する法律案(第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号)

(衆議院提出)について衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君、発議者衆議院議員船田元君、同赤松正雄君及び同葉梨康弘君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕築瀬進君(民主)、前川清成君(民主)、広田一君(民主)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)、長谷川憲正君(国民)

○平成19年4月19日(木)(第4回)

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○日本国憲法の改正手続に関する法律案(第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号)

(衆議院提出)について衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君、発議者衆議院議員船田元君、同葉梨康弘君、同赤松正雄君及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤末健三君(民主)、水岡俊一君(民主)、松岡徹君(民主)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)、山下栄一君(公明)、中島啓雄君(自民)

○平成19年4月23日（月）（第5回）

- 日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）の審査のため委員派遣を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）について参考人駒澤大学法学部教授竹花光範君、法政大学教授江橋崇君、弁護士木村庸五君及び成蹊大学法学部非常勤講師福井康佐君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕秋元司君（自民）、白眞勲君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年4月25日（水）（第6回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員船田元君、同葉梨康弘君、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君、発議者衆議院議員赤松正雄君及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕大久保勉君（民主）、小林正夫君（民主）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年4月26日（木）（第7回）

- 日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）の審査のため委員派遣を行うことを決定した。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員葉梨康弘君、同船田元君、同赤松正雄君及び衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕佐藤昭郎君（自民）、山本順三君（自民）、澤雄二君（公明）

○平成19年4月27日（金）（第8回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）について参考人社団法人日本新聞協会編集小委員会委員長石井勤君、社団法人日本雑誌協会編集倫理委員会委員長山了吉君、社団法人日本民間放送連盟報道委員会委員・報道小委員長渡辺興二郎君及び日本放送協会理事石村英二郎君から意見を聴いた後、各参考人及び参考人社団法人日本新聞協会編集小委員会委員大久保好男君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕木村仁君（自民）、那谷屋正義君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、福島みずほ君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年5月8日（火）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 日本国憲法の改正手続に関する法律案(第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号)
(衆議院提出)について参考人駒澤大学法学部教授西修君、ジャーナリスト・「国民投票・住民投票」情報室事務局長今井一君、早稲田大学社会科学総合学術院教授西原博史君、弁護士・日本労働弁護団会長宮里邦雄君、立教大学大学院法務研究科教授・弁護士鈴木利治君、慶應義塾大学教授・弁護士小林節君、上智大学法科大学院教授高見勝利君及び専修大学名誉教授隅野隆徳君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- ・参考人(西修君、今井一君、西原博史君、宮里邦雄君)に対する質疑

- 〔質疑者〕岸信夫君(自民)、白眞勲君(民主)、荒木清寛君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)、長谷川憲正君(国民)

- ・参考人(鈴木利治君、小林節君、高見勝利君、隅野隆徳君)に対する質疑

- 〔質疑者〕木村仁君(自民)、松岡徹君(民主)、荒木清寛君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)、長谷川憲正君(国民)

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成19年5月9日(水)(第10回)

- 日本国憲法の改正手続に関する法律案(第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号)
(衆議院提出)

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(参第5号)

以上両案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

- 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(参第5号)について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴いた。

- 日本国憲法の改正手続に関する法律案(第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号)
(衆議院提出)

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(参第5号)

以上両案について発議者参議院議員小川敏夫君、同千葉景子君、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君、発議者衆議院議員船田元君、同葉梨康弘君及び同赤松正雄君に対し質疑を行った。

- 〔質疑者〕白眞勲君(民主)、那谷屋正義君(民主)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)、長谷川憲正君(国民)、木村仁君(自民)、鰐淵洋子君(公明)、荒木清寛君(公明)

○平成19年5月10日(木)(第11回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 日本国憲法の改正手続に関する法律案(第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号)
(衆議院提出)

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（参第5号）

以上両案について参考人法政大学法学部教授五十嵐敬喜君及び東京慈恵会医科大学教授小澤隆一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、芝博一君（民主）、山下栄一君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年5月11日（金）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（参第5号）

以上両案について発議者参議院議員小川敏夫君、発議者衆議院議員船田元君、同葉梨康弘君、同赤松正雄君、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君、安倍内閣総理大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）について討論の後、可決した。

- ・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、築瀬進君（民主）、前川清成君（民主）、澤雄二君（公明）、仁比聡平君（共産）、福島みずほ君（社民）、長谷川憲正君（国民）

- ・質疑

〔質疑者〕藤末健三君（民主）、前川清成君（民主）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年7月5日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第6号外306件を審査した。
- 日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、
第164回国会衆第31号）

【要旨】

本法律案は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民投票の実施手続

- 1 国民投票は、国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行う。
- 2 投票権者は日本国民で年齢満18歳以上の者とし、本法施行までの間に、年齢満18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できるよう、公職選挙法、民法その他の関連法制を整備する。投票人名簿は国民投票の期日前50日を基準日として調製する。
- 3 憲法改正の発議があったときは、憲法改正案の内容の広報活動を行うため、国会に、両議院の議員各10名で構成する国民投票広報協議会を設置する。委員は各議院における各会派の所属議員数の比率に応じて配分するが、発議に係る議決における反対会派からも選任されるようできる限り配慮する。同協議会は国民投票公報の原稿の作成、憲法改正案の要旨の作成等、国民に対する広報を行う。公報には、憲法改正案及びその要旨、憲法改正案に係る新旧対照表その他参考事項に関する分かりやすい説明を客観的かつ中立的に記載するとともに、発議の際の賛成意見・反対意見を公正かつ平等に掲載する。
- 4 投票者は投票用紙に印刷された賛成、反対の文字のいずれかを囲んで○の記号を自書することとするが、×の記号や二重線による意思表示も有効と認める（白票は無効投票となる。）。賛成投票の数が賛成票と反対票の合計数の2分の1を超えた場合は、憲法改正について国民の承認があったものとする。

二、国民投票運動及び罰則

- 1 国民投票運動は原則自由とし、投票の公正さを確保するための必要最小限の規制のみを設ける。
- 2 公務員等・教育者がその地位を利用した国民投票運動を禁止する。ただし罰則は設けない。公務員の政治的行為については、自由な意見表明等を制限しないよう、本法施行までに関連法令を検討し必要な措置を講ずるものとする。
- 3 一般放送事業者等を対象に国民投票に関する放送について、放送法第3条の2第1項（政治的公平などの編集準則）の趣旨に留意する規定を置く。国民投票の期日前14日間は有料広告放送を禁止する。
- 4 政党等の国民投票運動について、賛否平等にテレビ、新聞等の無料意見広告枠を割り当てる制度を設ける。意見広告と合わせ、広報協議会による憲法改正案に関する客

観的かつ中立的な広報枠も設ける。

- 5 組織により多数の投票人に対して行う買収・利害誘導、公務員等の職権濫用による国民投票の自由妨害、投票の秘密侵害等について罰則を設ける。

三、憲法改正の発議手続（国会法の一部改正）

- 1 議員が憲法改正原案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要する。憲法改正原案は、内容において関連する事項ごとに区分して個別に発議するものとする。
- 2 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設置するとともに、必要な審査手続等を定める。ただし、法公布後3年間は改正原案の提出・審査は行わない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を経過した日から施行する。ただし、三については、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行する。

【附帯決議】

- 一、国民投票の対象・範囲については、憲法審査会において、その意義及び必要性の有無等について十分な検討を加え、適切な措置を講じるように努めること。
- 一、成年年齢に関する公職選挙法、民法等の関連法令については、十分に国民の意見を反映させて検討を加えるとともに、本法施行までに必要な法制上の措置を完了するように努めること。
- 一、憲法改正原案の発議に当たり、内容に関する関連性の判断は、その判断基準を明らかにするとともに、外部有識者の意見も踏まえ、適切かつ慎重に行うこと。
- 一、国民投票の期日に関する議決について両院の議決の不一致が生じた場合の調整について必要な措置を講じること。
- 一、国会による発議の公示と中央選挙管理会による投票期日の告示は、同日の官報により実施できるよう努めること。
- 一、低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないよう、憲法審査会において本法施行までに最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること。
- 一、在外投票については、投票の機会が十分に保障されるよう、万全の措置を講じること。
- 一、国民投票広報協議会の運営に際しては、要旨の作成、賛成意見、反対意見の集約に当たり、外部有識者の知見等を活用し、客観性、正確性、中立性、公正性が確保されるように十分に留意すること。
- 一、国民投票公報は、発議後可能な限り早期に投票権者の元に確実に届くように配慮するとともに、国民の情報入手手段が多様化されている実態にかんがみ、公式サイトを設置するなど周知手段を工夫すること。
- 一、国民投票の結果告示においては、棄権の意思が明確に表示されるよう、白票の数も明示するものとする。

- 一、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制については、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を侵害することとならないよう特に慎重な運用を図るとともに、禁止される行為と許容される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること。
- 一、罰則について、構成要件の明確化を図るなどの観点から検討を加え、必要な法制上の措置も含めて検討すること。
- 一、テレビ・ラジオの有料広告規制については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な努力を尊重するとともに、本法施行までに必要な検討を加えること。
- 一、罰則の適用に当たっては、公職選挙運動の規制との峻別に留意するとともに、国民の憲法改正に関する意見表明・運動等が萎縮し制約されることのないよう慎重に運用すること。
- 一、憲法審査会においては、いわゆる凍結期間である3年間は、憲法調査会報告書で指摘された課題等について十分な調査を行うこと。
- 一、憲法審査会における審査手続及び運営については、憲法改正原案の重要性にかんがみ、定足数や議決要件等を明定するとともに、その審議に当たっては、少数会派にも十分配慮すること。
- 一、憲法改正の重要性にかんがみ、憲法審査会においては、国民への情報提供に努め、また、国民の意見を反映するよう、公聴会の実施、請願審査の充実等に努めること。
- 一、合同審査会の開催に当たっては、衆参各院の独立性、自主性にかんがみ、各院の意思を十分尊重すること。
右決議する。

②審査未了となった議案

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（参第5号）

【要旨】

本法律案は、憲法第96条に定める憲法改正についての国民の承認に係る投票及び国政における重要な問題のうち憲法改正の対象となり得る問題、統治機構に関する問題、生命倫理に関する問題その他の国民投票の対象とするにふさわしい問題として別に法律で定める問題に係る案件（以下「国政問題に係る案件」という。）についての国民の賛否の投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議及び国政問題に係る案件の発議に係る手続の整備を行おうとするものである。